

受検申請書等の入手方法

受検案内、実技試験問題の概要及び受検申請書は、愛知県県民相談・情報センター、各県民事務所広報コーナー、東三河総局広報コーナー及び新城設楽振興事務所広報コーナー、愛知県労働局産業人材育成課及び愛知県職業能力開発協会で購入できます。

配付期間 9月1日(木)～10月14日(金)

土・日曜日、祝日は休みです。ただし、愛知県県民相談・情報センターは土・日曜日（開設時間は午前9時から午後4時30分まで）もご利用いただけます。

○ 配付場所

機関名	所在地	電話
愛知県県民相談・情報センター	名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター1階	052-962-5100
海部県民事務所広報コーナー	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎1階	0567-24-2113
知多県民事務所広報コーナー	半田市出口町1-36 知多総合庁舎1階	0569-21-8111
西三河県民事務所広報コーナー	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎1階	0564-27-0800
東三河総局広報コーナー	豊橋市八町通5-4 東三河県庁(東三河総合庁舎)1階	0532-52-7337
新城設楽振興事務所広報コーナー	新城市字石名号20-1 新城設楽総合庁舎1階	0536-23-8700
愛知県労働局産業人材育成課	名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁本庁舎2階南東側	052-954-6375
愛知県職業能力開発協会	名古屋市中区西区浅間2-3-14	052-524-2034

愛知県県民相談・情報センター、各県民事務所、東三河総局及び新城設楽振興事務所の案内図はこちら

○ 郵送による入手

郵送等を希望される方は、申請書の受付期間にご注意のうえ、**次ページの申請書送付申込書**に必要事項をご記入して**愛知県職業能力開発協会**へ送付してください。

(1)郵送の場合 返送用切手250円～

返送用の切手を同封して、当協会あて申請書送付申込書を郵送ください。

(2)宅配便の場合 送料着払い代770円～

申請書送付申込書の「**着払いを希望する**」にチェックし、当協会あて**メールまたはファックス**で送信ください。

受検申請書の受付について

受付期間 10月3日(月)～10月14日(金)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として郵送により申請してください。

送付先 愛知県職業能力開発協会 技能検定課(定期試験G)

技能検定申請書送付申込書

申込者氏名	
送付先住所	〒 (※会社の場合は社名・部署名も記載してください)
連絡先（電話番号）	

記入例のように受検予定作業名と必要部数をご記入ください。（職種名ではなく、作業名をご記入ください。）

受検予定作業名	等 級					
	特級	1級	2級	3級	単一等級	五輪
(記入例) 普通旋盤作業	枚	1枚	2枚	枚	枚	枚
作業	枚	枚	枚	枚	枚	枚
作業	枚	枚	枚	枚	枚	枚
作業	枚	枚	枚	枚	枚	枚

※受検申請にあたり注意が必要な作業がありますので、申請前に必ず次ページをご確認ください。

※この申込書1枚につき、受検案内、実技試験問題の概要、技能検定作業別申請区分表を添付します。

※技能検定作業別申請区分表は標準受検手数料版（1級・2級・単一等級用、特級・3級用）と減額受検手数料版（2級・3級用）があります。区分表は申請書と一緒に当協会へ提出してください。

なお、25歳未満の方は、実技試験受検手数料が減額されます。詳しくは受検案内の3ページをご覧ください。

※この用紙は申請書等を取り寄せるための申込書です。受検申請には、別途当協会へ申請書等の提出が必要です。

1 郵送

この申込書と上表の必要部数に応じた返送用切手を同封して郵送してください。

申請書枚数	1～5枚	6～25枚
必要切手代	250円	390円

2 着払い

申請書等の取り寄せに着払いを希望する方は、□に✓をしてください。（送料770円～）

着払いの場合、切手の送付は必要ありません。メールまたはFAXでこの申込書を送信してください。

着払いを希望する

詳細又は不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

【送付先】 〒451-0035

名古屋市西区浅間二丁目3-14

愛知県職業能力開発協会 技能検定課（定期試験G）

TEL 052-524-2034

FAX 052-325-5788

メール kentei@avada.or.jp

受検申請にあたり注意が必要な作業がありますので 申請前にご確認ください (以下「受検案内」より抜粋)

(3) 作業ごとの注意事項

注1) 安全衛生法関係法令等に基づく就業制限を伴う作業及び特別教育を要する作業（実技試験）

ア 以下の職種（作業）は、労働安全衛生法第61条第1項に基づく資格証等（ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面）の携帯を要します。
試験当日に携帯していない場合は、原則として受検することができません。

・ 冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業） ・ 配管（プラント配管作業）※配管用炭素鋼鋼管で実施する場合に限る

イ 以下の職種（作業）は、労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本又は写しを提示するか又は、特別教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定の様式により申告してください。

職種（作業）	特別教員の種類
・ 工場板金（機械板金作業） ・ 工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金）	動力プレス機械の金型取付け等
・ 製本（製本作業）	動力プレス機械のシャアの刃部の取付け等
・ 配管（プラント配管作業） ※配管用炭素鋼鋼管で実施する場合に限る	アーク溶接

注2) 設備等の都合による受検申請の制限

次の作業の実技試験は、設備等の都合により定員がありますので、申請については実技試験委託団体に直接お問い合わせください。

【実技試験委託団体（予定）問合せ先】

作業名	団体名	電話番号
時計修理作業	愛知県時計貴金属眼鏡協同組合	090-7958-3013※
機械木工作業	全日本木工機械商業組合	03-5825-3630
木工機械整備作業	〃	〃
DTP作業	愛知県印刷工業組合	052-962-5771
みそ製造作業	愛知県味噌溜醤油工業協同組合	052-221-9501
アスファルト防水工事作業	愛知県防水工事業協会	052-501-1401
合成ゴム系シート防水工事作業	〃	〃
塩化ビニル系シート防水工事作業	〃	〃
改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業	〃	〃

※お問い合わせは、月曜から金曜の午後1時から午後4時までをお願いします。

注3) 受検者所属事業所等を利用しての実技試験実施

【事業所単位での申請のみ可・個人での申請は不可】

次の作業は、原則として受検者の所属事業所等にご協力をいただいて実技試験を実施します。この場合、以下の条件を満たすことが必要です。(ご協力いただけ無い場合は、実技試験を受検することができません。)

- ①受検者の所属する事業所等から実技試験の実施のために必要な設備・機材、役務等のご提供が得られること
- ②受検者の所属する事業所等から技能検定委員等の協力が得られること

【受検者所属事業所等を利用しての実技実施作業 (すべての等級)】

作業名
ハンマ型鍛造作業
3級 普通旋盤作業 (自社受検者2名以上必要)
集積回路チップ製造作業 (自社受検者3名以上必要)
集積回路組立て作業 (自社受検者3名以上必要)
プリント配線板設計作業 (自社受検者3名以上必要)
プリント配線板製造作業 (自社受検者3名以上必要)
走行装置調整作業
鉄道車両点検・調整作業
光学機器組立て作業
量産形内燃機関組立て作業

作業名
3級 家具手加工作業
DTP作業
段ボール箱製造作業
3級 テクニカルイラストレーション手書き作業
機械製図手書き作業 (自社受検者3名以上必要)
機械製図CAD作業 (自社受検者5名以上必要)
機械試験作業
組織試験作業

※上記以外の作業についても、受検申請者数により受検者の所属する事業所等を利用する場合があります。

注4) 機械製図CAD作業 (自社施設以外の会場で受験を希望される方)

当協会のホームページ (<https://www.avada.or.jp/>) の「機械・プラント製図 (機械製図CAD作業) 実技試験受検申請について」を参照のうえ、お申込みください。

注2)・注3)・注4) 以外の職種 (作業) についても、試験場の設備、受検人員等及び新型コロナウイルス感染症の感染状況により、以下の対応を行う場合がありますので予めご了承ください。

- ①受付期間中に申込みを締切る ②受付期間終了後の抽選 ③試験の中止
- ②の場合は、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先しますのでご了承ください。
- ①～③の理由により試験が受検できなくなった場合は、受領した受検手数料はお返しします。

なお、本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。